

避難計画が必要な発電設備は社会的に認められない

国は「いのち」を守る社会システムにも拘らず、国、企業は利益を優先し、安全管理を怠り、事故が発生してもその責任逃れに奔走し、事実を隠蔽しようとする。根底にあるのは「いのち」を軽視する社会。

松田 正 福井県坂井市丸岡町小黒29-1-1 TEL090-2037-9322

「原発避難計画」いつまで避難するのですか。避難計画は人権侵害です。

原発再稼働に向かって突き進む安倍政権。これに対し、全国の多くの関係自治体の避難計画づくりが遅れています。「避難計画」の策定は自治体担当者の悩みの種です。もし出来たとしても原発事故を想定した場合、住民が被曝を避けての「避難計画」は不可能だからです。

原発から30キロ圏にある自治体は130を超えています。多くの市町村で計画策定が遅れたり、不十分だったりの状況。実際の事故で、どこまで実効性があるのかわからないのだと発言しています。

福島第一の現実を忘れがちな国民に対し、こうした原発はいざとなったら避難しなければならないと言うことを知らせることは大切なことかもしれません。しかし、再稼働を前提とした避難計画の内容だけを論じるのは、ナンセンスであると思えません。

原発事故を想定した各自治体の避難計画は、明らかに「再稼働」した場合に対応するものです。だが、いったん原発で過酷事故が起これば、大量の放射性物質が拡散され、住民は避難する時点でこれを浴びる可能性が非常に高い。事故の規模や風向きによって状況が変わるとはいえ、フクシマが示しているように、放射能被害は広範囲に及びます。そして、どこまで避難しますか。いつまで避難しますか。何を持って避難しますか。何年避難しますか。体の不充な方達はどうしますか。ペットはどうしますか。何年後かに帰還した時、家はどうなっているでしょう。

避難するにしても、多くの住民が一齐に動くとなれば、膨大な時間を要することが目に見えています。自治体によっては、これを数10時間と見積もっている所もあります。繰り返しますが、放射性物質が降り注ぐ中での話。実効性がない避難計画など、最初からあてにしても仕方ありません。そのような

状況になれば、とにかく遠くへ逃げるしかない。狭い日本どこへ逃げますか。逃げる手段がなければ被曝するしかない。

福島の浪江町の特別老人ホームでは11日に福島原子力発電所の1号機の爆発が起き、自衛隊が避難のバスが施設に入ったのは16日未明です。それも施設長の必死の訴えで自衛隊が救助に向かったのです。その後様々な所を転々と移動し、安心して移動先が決まって落ち着いたところで、ほとんどの人が亡くなっています。

九州電力の川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）の地元の鹿児島県は、30キロ圏の自治体ごとに説明会を開くとしているが、実際には10キロメートルだけしか計画していない。なんと無責任な事でしょう。

住民避難で最も重要となるのは、原子力発電所に対応するオフサイトセンターです。オフサイトセンターとは、原子力災害時に、国や地方自治体などの関係者が参集し、緊急時の情報を共有しながら住民避難などへの適切な対応を導くための拠点となる施設だが、鹿児島県のオフサイトセンターは、川内原子力発電所からわずか11キロの薩摩川内市内にあり、万が一の時に役に立つとは思えません。

福島第一原子力発電所の事故の時、立地自治体である大熊町にあったオフサイトセンター（福島県原子力災害対策センター）では、東日本大震災発生と同時に停電が発生、さらに軽油を用いた非常用電源も故障し、何の役にも立たなかったことが分かっています。

福島第一原子力発電所の事故では、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム「SPEEDI」も活かされませんでした。停電等の影響で役にたちませんでした。SPEEDIが機能しなければ、オフサイトセンターなど無用の長物です。

住民避難計画は、原子力規制庁では作りなさいと言うが、所管は内閣府です。内閣府では避難計画は関係自治体で作る義務があるとされています。そして、避難計画を策定すると、再稼働を容認したとみなされます。その「避難計画」は各自治体でつくられるが、計画の実効性を支えるオフサイトセンターやSPEEDIは国の責任で整備すべきものとされています。しかし、そうした備えが万全とは言えない中、原発の基準審査だけが先行して再稼働が容認されていきます。原発をめぐる議論では、避難計画の実効性は各自治体では議論になることはありません。「元々パーフェクトな避難はあり得ない、避難の訓練等を通してよりよい物にしていましょう」となっています。

そもそも大規模な避難計画を必要とする発電施設が原発以外にあるのでしょうか——？。火力発電所や水力発電所を動かすのに、避難計画など聞いたことはありません。太陽光や風力でも同じです。ひとたび事故が起これば、放射性物質を広範囲に拡散して、大勢の人の命を奪う危険性があるからこそ、原発には避難計画が必要になっているのです。国民の生命・財産を奪う可能性がある分かっている危険な発電所を、なぜ無理やり動かす必要があるのでしょうか。広域で避難計画の必要があると判断された時点で、原発は使ってはいけない発電設備なのです。

本質的な問題です。避難計画の策定が求められるのは、原発に「絶対の安全」が担保できないからに他ならない。万が一の時は原発は放射能を拡散する発電設備と言うことがハッキリとしているからです。安倍首相をはじめとする原子力を推進する人たちは、「世界一安全」などと平気で言っています。しかし、日本の原発は「第2世代」のもの。すでに世界では「第3世代」の原発になっています。第3世代が第2世代より進化しているのは道理で、安全基準も違うが、その第3世代の原発にしても、やはり事故の危険性は否定されていません。原発も、しょせんは人の手によって管理される施設。「人為的ミス」もつきまといまいます。「世界一安全」などという言葉には、その根拠を見ることはできません。ましてや日本は地震大国。原発そのものがどんなに頑丈に造られても、地盤が崩壊すれば回りの配管や冷却用の外部電源・

送電線等とともに機能しなくなるのです。原発設計の前提となる地震の揺れ（基準値振動）を、いくら大きく見積もっても、想定を超える地震はこないだろうと言うことは余りにも楽観過ぎます。フクシマの「想定外」は、それが無駄であることを証明しています。いかなる「神話」も成り立たないということを、いい加減理解しなければならぬ。再稼働を前提とした避難計画の在り方を論じること自体、ナンセンスなのです。

安倍首相は、度々会見の中で「国民の命と暮らしを守る責任」と繰り返しています。「嘘をつくな！」と言いたい。本当に国民の命と暮らしを守る責任があるというのなら、大規模な避難計画が必要な原発を推進することなどできないはず。この政治家の言葉も、ナンセンスというしかありません。責任をどんなふうにしたらとれると言うのでしょうか。福島の現実をつぶさに見てきたの出しようか。

「避難計画は、原子力災害対策指針」から作られますが、この指針そのものが、憲法違反を前提とした法令です。規制庁の「原子力災害対策指針の主なポイント」の資料からみると、原発は苛酷事故を起こすことを想定して、緊急時活動レベルを3つのレベルに分類しています。

- 1、警戒事態—原発が炉心溶融し放射能が炉外に放出される危険がある段階
- 2、施設敷地緊急事態—放射能が敷地内に放出される段階
- 3、全面緊急事態—いよいよ放射能が敷地外に放出される段階

そして原発敷地内で震度6弱の地震が発生すれば、それは緊急事態だ、ということです。緊急事態は全面緊急事態に発展する可能性があると言うのです。

「万一の場合でも放射性物質の危険から国民を守る万全の措置がとられていなければならない」が憲法、「法の本質」ですが、ここでは、完全に無視されています。原子力災害対策指針と言う法令は憲法違反文書と言うことが判っていれば頭が混乱することはないのですが、憲法違反の法令が堂々とまかり通っている事は多くの人、気が付きません。火をつけておいて、火事になりそうになると、大変だと消防車を呼び、ホースで水をかけてもらう。「典型的な「マ

ッチポンプ」なのです。こんなことは社会的に認められるはずがありませんが、福島事故の時に、避難に大変な苦勞をしたと聞き、「避難計画をしっかり作れ」という本末転倒の行動になっているのです。

ここでも可笑しいことが起きるのですが原発事故がおきると住民の避難防護は第一儀的に責任を持つのは各自治体であり、国は支援するのであって、各自治体の責任とされています。避難計画策定も各自治体で、実効性も自治体が責任を持つとされています。30キロメートル圏内は義務としています。稼働の承認の決定権は政府、苛酷事故の時の住民防護の責任は各自治体にあるとされています。

原子力発電所という発電システムが存在してはならない理由は何でしょうか？一番致命的なのは、事故を起こしたとき周囲の広範な住民たちの生命を危険と健康の危険にさらす事です。被曝してしまうのです。（事故が起こらなくても放射性物質の微量の放出により健康被害が生じています）

たかか発電システムのために取り返しが付かない危険を冒すことは社会的にも人の論理からも許されません。安全第一が絶対です。安定性・経済性・発電効率・発電能力・環境負荷などは、安全性が確保されたうえで初めて論ずべきことです。

いくら政府が「原発は安全だ、安全だ」と言っても、避難計画を作らざるを得ないのが現実です。危ないからです。原発は本質的に、安全第一になり得ないシステムなのです。これだけで、「原発即全廃！」の根拠なのです。

原発以外の発電システムは、稼働前に周辺住民の避難計画策定や避難訓練の必要がありません。安全で、なおかつ、安くて環境負荷が少ない発電システムの普及が一番なのです。

避難計画が仮に完璧であっても、何年も帰れないのです。福島双葉町では帰還を諦めて土地建物を買って上げて欲しいと言えれば待っていたと言わんばかりに、安く買い叩かれるのです。山林等はただ同然です。

許されるわけがありません。

「安定ヨウ素剤」の配布が義務付けられているのも人権蹂躪

原発5kmに住んでいる人たちには、安定ヨウ素剤が配布される理由は「原発事故への備え」。まるで被曝の準備のような対応です。これ程バカげたことはありません。各自治体では政府の配布の手引きに従って配布を行なっています。ある自治体の手引きを紹介します。

原発事故が起きると、原発から放出された放射性ヨウ素を体内に取り込んでしまうと、それが甲状腺に集まる。体外からの放射線だけではなく、体内から被曝し続けることになるので危険である。

「放射性ヨウ素」という放射性物質を取り込んでしまう前に、同位体である「安定ヨウ素（ヨウ素127）」を摂取することで甲状腺への影響を低減させる効果が期待されている。

安定ヨウ素剤は、放射能を持たないヨウ素のことで、これを服用すれば、放射性ヨウ素よりも先に甲状腺の組織と結びつく。

放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぎ、内部被ばくによる甲状腺がんや甲状腺機能低下症の発症リスクを低減させる効果がある。しかし、安定ヨウ素剤の効果は、あくまで限定的なもの。安定ヨウ素剤は、原発事故が実際に起きた直後に飲むのが効果的で、飲むのが遅れると効果が著しく小さくなってしまふ。

ヨウ素剤は放射性ヨウ素が体に取り込まれる以前、または直後に飲むのが効果的。この時に飲めば甲状腺にたまる放射性ヨウ素の90%以上を抑えますが、放射性ヨウ素が摂取された後4時間以内では抑制効果が50%に落ち、6時間以降であれば効果はほとんどありません。

◎安定ヨウ素剤は、放射性でないヨウ素をヨウ化カリウムなどの形で内服用に製剤化したもの。

◎ヨウ素には、放射線を出すヨウ素と放射線を出さないヨウ素とがあります。放射性ヨウ素は、甲状腺に多く取り込まれて、それが出す放射線の影響により数年から数10年後に甲状腺癌を発生させる可能性があります。

◎安定ヨウ素剤の働きとは、甲状腺は、安定ヨウ素も放射性ヨウ素も同じように取り込みます。安定ヨウ素剤を服用すると、その後（約24時間）、体内に入った放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みを抑制します。

◎安定ヨウ素剤の効果が及ばない範囲。

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素が体内に取り込まれることと自体を防ぐことはできません。安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺への被ばくを低減する効果しかありません。また、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素により甲状腺に生じた障害を元へ戻すことはできません。安定ヨウ素剤では、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対する被ばくを抑えることはできません。

なお、体内に取り込んだ後24時間以上経過してから服用した場合には、甲状腺の被ばく防護効果は期待できません。

また、放射性ヨウ素が環境中に存在しない場合には、安定ヨウ素剤を服用しても全く防護効果はありません。

◎安定ヨウ素剤を服用する判断について。

服用の判断は最終的には各個人に帰属しますが、服用の必要性は国、県や市が判断します。服用してはいけない方を除いて、すべての方々が、国、県や市からの服用指示があった場合に服用していただくことが基本です。特に、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくに対して、胎児、子供たちは成人よりも発がん影響への感受性が高いことが知られており、子供たちは優先的に安定ヨウ素剤を服用すべきです。

また、ヨウ素は胎盤を通過するため、胎児を防護するためにも、妊娠している方は安定ヨウ素剤を服用することを薦めます。ただし、服用量は規定量を守って下さい。

40歳以上の方は、これまで放射線被ばくによる甲状腺癌の発生リスクの増加がみられないとされてきましたが、近年の研究を見ると、その発生リスクは年齢とともに減少するもの高齢者においてもそのリスクが残存するとの報告もあることから、四十歳以上の方も含め希望者には配布されます。ただし、一時的な甲状腺機能低下等の副作用が生じる可能性は年齢が上がることも増加するとの報告があることや、高齢者におけるがんの発生リスクについては、国際的な評価が定着していません。

◎服用してはいけない方（禁忌、服用不適項目）

安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方

（ポピドンヨード液（うがい薬に含まれます）及びルゴール液使用後並びにヨウ化カリウム丸服用後に蕁麻疹や呼吸困難や血圧低下などのアレルギー反応を経験した方）

不明な点がある場合は、医師等に相談した方がよい。

◎安定ヨウ素剤を服用した際の副作用。

▼過敏症 発疹 など。消化器系の症状 悪心・嘔吐、胃痛、下痢、口腔・咽喉の灼熱感、金属味覚、歯痛、歯肉痛、血便（消化管出血） など。その他の症状 甲状腺機能低下症、頭痛、息切れ、かぜ症状、不規則性心拍、皮疹、

原因不明の発熱、首・咽喉の腫脹 など

◎安定ヨウ素剤の服用。

新生児は3分の1丸、生後1ヶ月以上3歳未満は3分の2丸、3歳以上13歳未満は1丸、13歳以上は2丸を経口服用。

◎安定ヨウ素剤の服用は国、県や市が指示を出します。服用のタイミングは安定ヨウ素剤を効果的に利用するためには大変重要です。安定ヨウ素剤の服用回数は原則1回です。ただし、再度の服用がやむを得ないと国、県や市が判断し、その判断に基づいて、国、県や市からの指示があった場合にのみ24時間の間隔を空けて服用することとなる。安定ヨウ素剤の有効期限は3年間です。

原子力災害が発生した場合、被ばくを防ぐために、情報に注意し、外部被ばくと内部被ばくの両方を防ぐことが基本です。

●遠ざかる（遠方へ避難）

●さえぎる（屋内へ退避） 食品の摂取制限

●うがい・手洗い

当然ですが、「原発事故が起きない」という事こそが一番大切だということです。

電気を作るために、こんなことまでしなければならぬ発電装置は絶対認められないのです。原発さえなければこんなくたらない政策は必要がないのです。

避難計画の策定・原発の苛酷事故を想定しての避難訓練、安定ヨウ素剤を配付しなければならない発電設備は、元々、いかに利益があらうとも社会的に認められない発電なのです。

憲法の条文

「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保証する基本的人権は、犯すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」